建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年 10 月 22 日
九州地方整備局長　岩﨑　泰彦
1　処分をした年月日　平成25年９月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社菅原　長野　晄史　福岡県北九州市八幡東区西本町３―２―５　国土交通大臣許可（般特―23）第437号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年 10 月 22 日
九州地方整備局長　岩﨑　泰彦
1　処分をした年月日　平成25年９月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　オムロンフィールドエンジニアリング九州株式会社　越膳　　泉　福岡県福岡市博多区東比恵１―２―12　国土交通大臣許可（般特―21）第7316号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年 10 月 22 日
九州地方整備局長　岩﨑　泰彦
1　処分をした年月日　平成25年９月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社町田建設　丈井　茂明　鹿児島県奄美市名瀬長浜町18―28　国土交通大臣許可（特―24）第24541号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年 10 月 22 日
九州地方整備局長　岩﨑　泰彦
1　処分をした年月日　平成25年９月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　サンケイ建設株式会社　碇山　　学　鹿児島県鹿児島市薬師１―２―４　国土交通大臣許可（特―24）第22362号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年 10 月 22 日
九州地方整備局長　岩﨑　泰彦
1　処分をした年月日　平成25年９月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ライフ・21　森田　敏裕　福岡県八女市立野90―１　国土交通大臣許可（般―21）第20958号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年６月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年 10 月 22 日
九州地方整備局長　岩﨑　泰彦
1　処分をした年月日　平成25年９月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　味岡建設株式会社　味岡　正章　熊本県球磨郡多良木町大字多良木144―１　国土交通大臣許可（般特―23）第8132号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年４月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年 10 月 22 日
九州地方整備局長　岩﨑　泰彦
1　処分をした年月日　平成25年９月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社辻田建機　辻田　強美　大分県宇佐市大字四日市2873―８　国土交通大臣許可（般特―22）第23729号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年６月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年 10 月 22 日
九州地方整備局長　岩﨑　泰彦
1　処分をした年月日　平成25年９月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　松山建設株式会社　松山　孝義　福岡県福岡市中央区高砂２―24―23　国土交通大臣許可（般特―22）第4599号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可、造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年７月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年 10 月 22 日
九州地方整備局長　岩﨑　泰彦
1　処分をした年月日　平成25年９月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　海洋開発株式会社　山本　豊昭　熊本県熊本市南区南高江３―２―１　国土交通大臣許可（特―23）第24141号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年７月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。